

原料費調整制度に基づく令和 6 年 6 月分のガス料金について

令和 6 年 4 月 30 日  
小千谷市ガス水道局

当市が供給している都市ガスの料金について、「原料費調整制度」に基づく令和 6 年 6 月検針分に適用する調整単位料金は、基準単位料金に対して +44.40 円（税込）でした。

ただし、令和 6 年 6 月検針分は政府の支援により 7.50 円（税込）を値引きしていますので、基準単位料金に対して +36.90 円（税込）の調整となり、政府支援による値引き額が 15.00円（税込）から 7.50円（税込）に縮小されることにより、令和6年5月分料金と比較すると 6.11円（税込）上がります。

令和 6 年 6 月検針分に適用するガス料金につきましては、5 月分の検針のお知らせに表示してあらかじめご案内するほか、ガス水道局窓口ならびに市ホームページでもお知らせします。

【ご参考】モデル世帯における1か月分のガス料金（税込）

1か月のご使用量	令和6年6月分	令和6年5月分	増減額
46m <sup>3</sup>	7,567 円	7,286 円	281 円

令和 6 年 6 月分ガス料金

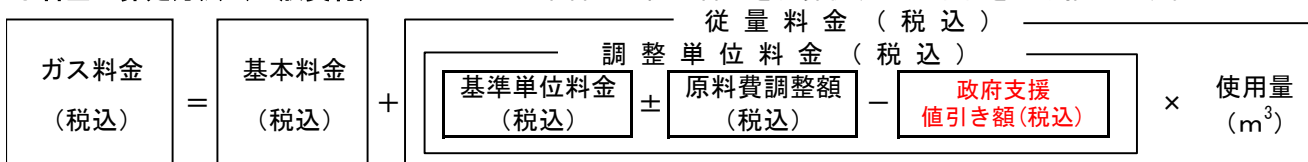
●一般契約料金表

区分	使用量	基本料金 (税込)	調整単位料金（税込）			計
			基準単位料金	原料費調整額	政府支援値引き	
料金表A	0m <sup>3</sup> ~23m <sup>3</sup>	629.20 円	116.21 円	+44.40 円	-7.50 円	153.11 円
料金表B	24m <sup>3</sup> ~323m <sup>3</sup>	733.70 円	111.67 円			148.57 円
料金表C	324m <sup>3</sup> ~	2,044.90 円	107.61 円			144.51 円

※基本料金は原料費調整の対象外のため、毎月変わりません。

●料金の算定方法（一般契約）

※基本料金と従量料金を合算後、1円未満を切り捨てます。



原料費調整額の算定について

基準平均原料価格 (毎月固定)	47,980 円/t	平成29年 6 月 ~ 平成29年8月の平均原料価格 (貿易統計値) 47,980 円 (10円未満四捨五入)
平均原料価格 (令和 6 年 6 月分)	99,090 円/t	令和6年 1 月 ~ 令和6年 3 月の平均原料価格 (貿易統計値) 99,090 円 (10円未満四捨五入)
調整単価 (毎月固定)	0.079 円/m <sup>3</sup>	原料価格がトン当たり100円変動した場合の ガス料金価格変動額

■原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \nabla \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 99,090 \text{ 円/t} - 47,980 \text{ 円/t} = 51,110 \text{ 円/t} \\
 &= \mathbf{51,100 \text{ 円/t}} \quad \text{(100円未満切捨て)}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \nabla \text{原料費調整額} &= \text{調整単価} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率}) \\
 &= 0.079 \text{ 円} \times 51,100 \text{ 円/t} \div 100 \text{ 円} \times (1 + 0.10) \\
 &= \mathbf{44.40 \text{ 円}}
 \end{aligned}$$

(小数点第3位以下切捨て、計算結果が負の場合は小数点第3位以下切上げ)

∴上記の計算の結果及び政府による値引き支援により、令和 6 年 6 月分のガス料金では、基準単位料金に対して、1m<sup>3</sup>当たり +36.90 円(税込)調整いたします。

※一般契約以外の料金につきましても、一般契約の料金と同様に基準単位料金に対して1m<sup>3</sup>当たり +36.90 円(税込)調整いたします。